

## ADRセンター（福岡県司法書士会）

### 【相談（業務）内容】

ADR－裁判以外の方法で紛争を解決するものです。相手方との話し合いに、公正な第三者として司法書士が立会います。新しい紛争解決方法「ADR」の利用に関する相談を受けています。  
相談例)・隣の部屋のギターの音がうるさくて眠れない。  
・隣の子供が遊んでいて車を壊したが、親との話が進まない。  
・借りていたアパート退去時の清算金額について家主さんと話し合いたい。

### 【対象者】

日常のトラブルを抱え、お悩みの方

### 【手続の相談日時・調停日時】

手続相談日時：相手方との話し合い前に、手続について相談できます。

月～金 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

調停日時：申込人、相手方にて調整が可能です。土日や夜間も開催できます。

### 【手続の相談方法】

来所相談／来所前に電話、FAX、E-mailにて事前予約必要。

### 【手続の相談料・利用料】

手続の相談料：無料

調停利用料：①申立事務手数料－3,000円(郵送費等実費)

(実費が3,000円を超える場合は実費追加となります。)

②調停実施手数料－無料

③合意成立手数料－無料

(①～③は、平成31年3月31日までの期間限定です。)

### 【問い合わせ先・所在地】

団体名	福岡県司法書士会ADRセンター		
住所	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号(福岡県司法書士会館内) 【平成28年7月12日から平成29年秋まで建替中のため下記のとおり】 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号 大禅ビル1階 (電話・FAXは変更なし)		
電話番号	092-741-0530	FAX番号	092-714-4234
HP	<a href="http://www.fukuokashihoushoshi.net/">http://www.fukuokashihoushoshi.net/</a>		
E-mail	<a href="mailto:mail@adr.fukuokashihoushoshi.net">mail@adr.fukuokashihoushoshi.net</a>		